

令和7年2月28日

東芝健康保険組合加入者 各位

東芝健康保険組合
適用給付担当グループ長

東日本大震災被災者の『一部負担金等免除証明書』の期間延長について

この度、東日本大震災の被災者にかかる『一部負担金等免除証明書』の有効期間を、令和7年2月28日から下記のとおり延長することになりましたので、ご連絡いたします。

記

1. 対象者

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※1）の住民（※2）

※1. 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）
（いずれも、解除・再編された地域を含む）

※2. 東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む

2. 『一部負担金等免除証明書』の有効期間の取り扱い

今年度より免除の取り扱いを段階的に見直すこととしています。

地域区分	具体的な福島県内の対象地域	延長期間
平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域	・広野町、楢葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・川内村の一部、田村市（旧緊急避難準備区域および旧避難指示解除準備区域） ・特定避難勧奨地点	令和7年3月31日まで
上記以外の地域		令和8年2月28日まで

3. 更新方法

延長後の有効期間を表示した『一部負担金等免除証明書』を発行しますので、下記要領でお受け取りください。

- 一般被保険者、被扶養者：健保から会社の健康保険業務担当責任者宛てに送付しますので、会社からお受け取りください。
- 特退被保険者、被扶養者：健保からご自宅へ送付します。
- 任継被保険者、被扶養者：健保からご自宅へ送付します。

4. その他

現在『一部負担金等免除証明書』をお持ちの方は、有効期間延長に関する手続きは不要です。旧証は、各自破棄をお願いします。（返却不要）

以上
問合せ先：適用給付担当 044-520-7825